

出品牛の緊急時対策要領

平成29年3月10日

共進会出品牛に疾病等異常を発見した場合における、出品者、飼養管理者及び共進会事務局衛生担当の対応は、以下のとおりとする。

1 出品牛に特定症状を認める場合

(1) この要領で「特定症状」とは、家畜伝染病予防法第十三条の二の規定により農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のうち、牛の口蹄疫を対象とする次の症状をいう。

症 状
1 次のいずれにも該当すること (1) 39.0℃以上の発熱 (2) 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止 (3) 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）がある
2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある
3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(2) 出品牛に特定症状を呈していることを発見した者は、その旨を直ちに家畜衛生部検診・診療班（以下「家畜防疫員」という。）に通報すること。

(3) 家畜防疫員は、全頭の商品牛、家畜の排泄物等、敷料、飼料及び家畜使用器具の移動を制限すること。

(4) 出品者等関係者は、家畜防疫員の指示に従うこと。

2 出品牛に特定症状ではない異常（死亡を含む。）があり、死亡又は同様の症状を呈する牛が増加したことを認める場合（伝染性疾病ではないことが明らかな場合を除く。）

(1) 家畜防疫員に通報するとともに、獣医師の診療を受けること。

(2) 当該牛が監視伝染病に罹患していないことを確認するまでの間、当該牛は移動させないこと。

(3) 当該牛が監視伝染病に罹患していることが確認された後は、家畜防疫員の指示に従うこと。

3 出品牛に上の1、2ではない異常が確認された場合

(1) 家畜防疫員に通報するとともに、獣医師の診療を受ける又は指示を求めること。